



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月25日火曜日 第353号

◇ 目 次 ◇

クリーニング業法による研修の指定.....	(業務衛生課) ...	914
クリーニング業法による講習の指定.....	(") ...	914
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(3件).....	(経営支援課) ...	914

告 示

○愛媛県告示第1067号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

令和4年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 研修の名称
クリーニング師研修
- 主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
理事長 大森利夫
- 集合して行う研修の開催日及び場所

開催日	場 所
令和5年1月22日(日)	松山市三番町6丁目4番地20 松山市男女共同参画推進センター(コムズ)

- 通信制で行う研修の受付期間
令和4年11月24日(木)から令和5年1月5日(木)
- 受講料
5,000円

○愛媛県告示第1068号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和4年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 主催者
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
理事長 大森利夫
- 集合して行う講習の開催日及び場所

開催日	場 所
令和5年1月22日(日)	松山市三番町6丁目4番地20 松山市男女共同参画推進センター(コムズ)

- 通信制で行う研修の受付期間
令和4年11月24日(木)から令和5年1月5日(木)
- 受講料
4,500円

○愛媛県告示第1069号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 届出の概要
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ菟川店
松山市菟川二丁目2039番1 外
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
 - 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年6月8日
 - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,290平方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数
50台
 - 駐輪場の収容台数
12台
 - 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量
9.11立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
 - 令和4年10月7日

3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
 - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1070号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ドラッグコスモス土居店
 - 四国中央市土居町中村1263番地1 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 株式会社コスモス薬品
 - 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - 代表取締役 横山 英昭
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 株式会社コスモス薬品
 - 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
 - 代表取締役 横山 英昭

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和5年4月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 1,176平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
 - 54台
 - イ 駐輪場の収容台数
 - 12台
 - ウ 荷さばき施設の面積
 - 98平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
 - 13.2立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 - 3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
 - 令和4年10月11日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
 - 愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1071号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年10月25日

愛媛県知事 中村時広

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ東予店
西条市三津屋198番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
その他未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年4月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,000平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
118台
イ 駐輪場の収容台数
40台
ウ 荷さばき施設の面積
154平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
20.7立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ハローズ
24時間
小売業者未定
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1・3・4
午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No.2
午後10時から午前9時まで

2 届出年月日
令和4年10月7日

3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦

覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課